

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	技術基準に適合しない無線設備の製造業者等に対する制度の整備			
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課	電話番号:03-5253-5909 e-mail: core.denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp		
評価実施時期	平成 27 年 3 月			
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 無線設備の製造及び流通の実態の変化に適切に対応し、他の無線局へ混信その他の妨害を与える基準不適合設備の製造業者等に対して実効的な措置を講じることにより、我が国の無線通信の秩序の維持を図ることを目的とするものである。</p> <p><b>【内容】</b> (i) 基準不適合設備と「同一の設計」の無線設備が販売されている場合だけでなく、「類似の設計」の無線設備が販売されるおそれがある場合においても勧告を行うことを可能とするとともに、その施行に必要な限度において報告徴収を行うことを可能とする。 (ii) 勧告の対象に基準不適合設備の輸入業者を加えるとともに、報告徴収の対象においても輸入業者を追加する。 (iii) 妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行うものであった場合に、勧告・公表の後、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該基準不適合設備の製造業者等にその勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることを可能とする。</p> <p><b>【必要性】</b> 我が国の社会経済活動の重要な基盤として電波利用の高度化が進む現在において、無線通信の秩序の維持を図ることは非常に重要である。しかし、昨年度においては、無線局の免許人からの混信その他の妨害の申告が2,345件、そのうち重要無線通信に対する混信その他の妨害の申告が605件報告されるなど無線局への混信その他の妨害が多発しており、無線通信の秩序の維持に向けた有効な対策を講じることが急務となっている。総務省においては、24時間の電波監視体制を実施する等個別の不法無線局への対応を行っているが、これらに加えて、基準不適合設備の製造業者等にも一定の実効的な規律をかけることで、根本的に事態の解決を図る必要がある。そのため、勧告の発動要件等を見直すことにより、基準不適合設備の製造業者等に対し実効的な措置を講じることが可能とする必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文</td> <td>電波法(昭和25年法律第131号) ・第102条の11(基準不適合設備に関する勧告等) ・第102条の12(報告の徴収) ・第113条第25号(罰則)</td> </tr> </table>		法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	電波法(昭和25年法律第131号) ・第102条の11(基準不適合設備に関する勧告等) ・第102条の12(報告の徴収) ・第113条第25号(罰則)
法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	電波法(昭和25年法律第131号) ・第102条の11(基準不適合設備に関する勧告等) ・第102条の12(報告の徴収) ・第113条第25号(罰則)			
想定される代替案	代替案としては、無線設備の製造業者等で構成される民間団体等によるガイドラインの作成等の自主的な取組を促進することが考えられる。			
規制の費用	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>		
(遵守費用)	<p>(i) について、「類似の設計」の無線設備を販売しようとする製造業者等が、総務大臣から報告を求められた場合には、報告に応じる負担が生じる。これらの報告に応じなかった場合や、虚偽の報告をした場合は、罰金に処されることとなるが、報告の求めは勧告、公表及び命令の施行に必要な限度において行われるものであり、当該費用は限定的である。</p> <p>(ii) について、総務大臣から報告を求められた輸入業者は、報告に応じる負担が生じ、また、これらの報告に応じなかった場合や、虚偽の報告をした場合は、罰金に処されることとなるが、報告の求めは勧告、公表及び命令の施行に必要な限度において行われるものであり、当該費用は限定的である。</p> <p>(iii) について、総務大臣が、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、重要無線通信に妨害を与えた基準不適合設備の製造・販売について必要な措置を講ずべきことを命じた場合には、製造業者、輸入業者又は販売業者において当該措置を講ずるための費用が発生する。</p>	無線設備の製造業者等で構成される民間団体等において、ガイドラインを作成する等の取組を行うための費用が発生し、また、それを遵守して事業を行うための費用が発生する。		
(行政費用)	<p>(i) について、勧告の対象が広がることで勧告及び報告徴収の件数が増加し、行政費用が増加する可能性があるが、当該費用は多大なものとはならない見込みである。</p> <p>(ii) について、輸入業者を新たに勧告及び報告徴収の対象とすることで勧告及び報告徴収の件数が増加し、行政費用が増加する可能性があるが、当該費用は多大なものとはならない見込みである。</p> <p>(iii) について、総務大臣が、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、重要無線通信に妨害を与えた基準不適合設備の製造・販売について必要な措置を講ずべきことを命ずる際の事務費用が発生するが、当該費用は多大なものとはならない見込みである。</p>	無線設備の製造業者等で構成される民間団体等による自主的な取組を支援するための費用が発生する。		
(その他の社会的費用)	特にない。	特にない。		

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>本改正により勧告の対象を見直し、一定の場合に基準不適合設備の製造業者等に罰則を伴う命令を行うことを可能とすることにより、混信件数の減少が見込まれることから、混信等の申告に対処するための費用の低減が期待される。</p> <p>また、本改正において勧告の対象を見直すことにより、近年の無線設備の製造及び販売の実態の変化に応じて適切に基準不適合設備の製造業者等に対処することが可能となり、無線通信の秩序の維持を図ることができる。また、一定の場合に基準不適合設備の製造業者等に罰則を伴う命令を行うことを可能とすることにより、重要無線通信に妨害を与えた基準不適合設備の製造業者等が、その事態の除去に必要な措置を確実に講ずることを担保することが可能となり、無線通信の秩序の維持に資することとなる。</p>	<p>無線設備の製造業者等で構成される民間団体等において作成したガイドラインを遵守して事業をすることにより、勧告又は報告徴収を受けにくくなる。</p> <p>また、無線設備の製造業者等で構成される民間団体等の自主的な取組により混信件数の減少が見込まれることから、混信等の申告に対処するための費用の低減が期待される。</p> <p>さらに、無線設備の製造業者等で構成される民間団体等が自主的に基準不適合設備に対処することで、無線通信の秩序の維持が図られることが期待される。一方で、無線設備は、近年、インターネット等の多様な流通経路で販売され、また、海外からの輸入も増加しているが、これらの販売業者や輸入業者の中には民間団体等に属しない者が少なからず見込まれることから、国内の民間団体等による自主的取組のみでの対処では、便益も限定的となる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を3年間とする。</p> <p><b>【改正案にかかる費用と便益の関係の分析】</b></p> <p>本改正により新たな費用が発生するが、遵守費用(i)(ii)は前述のとおり限定的であり、(iii)についても、製造業者、販売業者又は輸入業者は、無線通信の秩序の維持を図るため、第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造し、輸入し又は販売することのないように努めなければならないとされていることから、当該無線設備に対して措置を講ずるためにかかる費用は、受忍すべき最小限のものと考えられる。また、行政費用(i)～(iii)についても多大なものとはならない見込みである。</p> <p>その一方で、本改正により、他の無線局への混信その他の妨害を与える基準不適合設備の流通を抑制することが可能となり、無線通信の秩序の維持が図られるようになる。その結果、国民の人命・財産を守ることができる等、多大な便益を期待することができる。</p> <p>以上により、本改正に伴う便益は費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p> <p><b>【代替案との比較結果】</b></p> <p>代替案においても、改正案と同種の便益が発生するものの、無線設備の製造・流通の現状(ガイドラインを策定する民間団体等に属しない者が少なからず見込まれる)を踏まえれば、得られる便益は限定的なものにとどまり、無線通信の秩序の維持を図るという規制の目的を達成することは困難である。よって、現時点において講ずべき措置としては、改正案が適当と考える。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>電波政策ビジョン懇談会最終報告書(平成26年12月22日公表)</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>	
<p>備考</p>	<p>特になし。</p>	